

平成25年度 第1回京都市上下水道事業経営審議委員会

次 第

開 催 日 平成25年9月10日（火）
開催時間 午後5時00分～午後7時（終了予定）
開催場所 ホテル京阪京都 3階「菊の間」

1 開会

- （1）京都市あいさつ
- （2）委員及び上下水道局出席者の紹介
- （3）委員会設置要綱について
- （4）委員長・副委員長の選任
- （5）委員長あいさつ
- （6）会議の公開について

2 京都市の上下水道事業について

- （1）上下水道事業の概要について
- （2）上下水道事業の経営課題について
- （3）経営計画について
- （4）経営状況について
- （5）料金改定について
- （6）個別の課題について

3 審 議

- （1）平成25年度の審議に係る検討項目の整理
- （2）委員間での意見交換

4 今後の予定

5 閉 会

<配付資料>

次第

出席者名簿

配席図

資料1 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

資料2 委員名簿・プロフィール

資料3 京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

資料4 関連する規定等について

資料5 京都市の上下水道事業について

平成 25 年度 第 1 回京都市上下水道事業経営審議委員会出席者名簿

◆ 審議委員会委員

(五十音順, 敬称略)

氏名	役職等	出欠
うえだ さとし 植田 智史	市民公募委員	出席
おくはら つねおき 奥原 恒興	京都商工会議所専務理事	出席
かみこ なおゆき 神子 直之	立命館大学教授（環境システム工学科）	出席
こばやし ゆ か 小林 由香	税理士	出席
たむら なおこ 田村 直子	市民公募委員	出席
なかじま せつこ 中嶋 節子	京都大学准教授（大学院人間・環境学研究科）	出席
みずたに ふみとし 水谷 文俊	神戸大学教授（大学院経営学研究科）	出席
むらかみ ゆうこ 村上 祐子	株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長	出席
やすだ けいこ 安田 桂子	京都市地域女性連合会常任委員	出席

◆ 京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

〃 上下水道局次長 谷口 義隆

〃 技術長 出口 勝徳

〃 総務部長 向畑 秀樹

〃 総務部経営・防災担当部長 小田 久人

〃 技術監理室長 三上 昌行

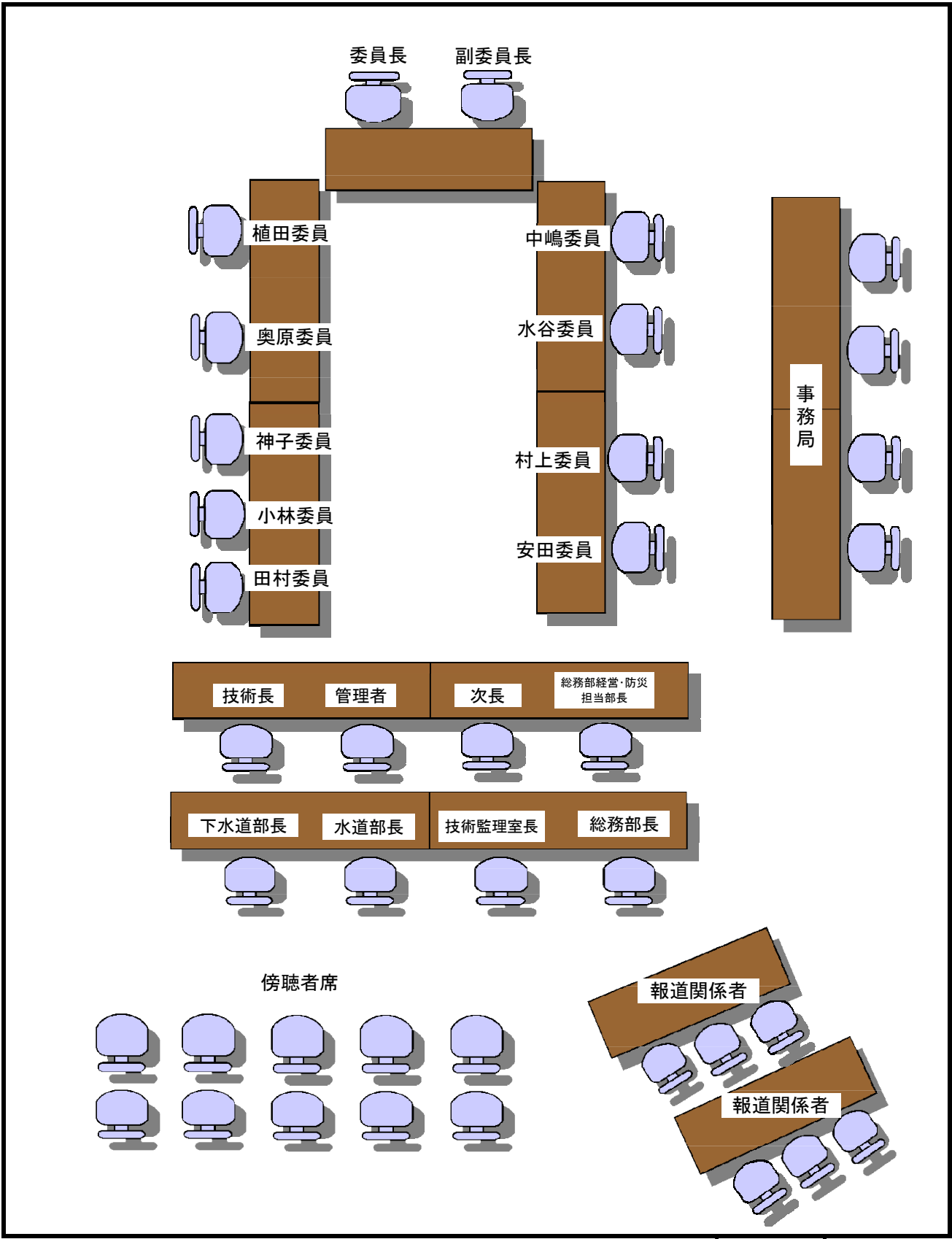
〃 水道部長 山本 貴文

〃 下水道部長 土居 通治

◇ 事務局

上下水道局総務部経営企画課

平成25年度 第1回 京都市上下水道事業経営審議委員会 配席図



京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項に規定する委員会として、京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、上下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め、サービスの向上を図りながら市民の皆さまに説明責任を果たし、市民の皆さまの視点に立った上下水道事業を推進するため、外部有識者等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに、市民の皆さまの視点に立った事業推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各年度の事業計画及び中期経営プランの進捗状況の点検・評価並びに課題等のある事業の検討。
- (2) 上下水道事業経営評価制度の充実に向けた助言・提案。
- (3) その他上下水道事業の経営に関し管理者が必要と認める事項の検討及び助言・提案。

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に付議する事案を個別具体的に検討するため、委員会に部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

京都市上下水道事業経営審議委員会 委員名簿・プロフィール

(五十音順, 敬称略)

氏名	役職等
うえだ さとし 植田 智史	市民公募委員
おくはら つねおき 奥原 恒興	京都商工会議所専務理事
かみこ なおゆき 神子 直之	立命館大学教授（環境システム工学科）
こばやし ゆ か 小林 由香	税理士
たむら なおこ 田村 直子	市民公募委員
なかじま せつこ 中嶋 節子	京都大学准教授（大学院人間・環境学研究科）
みずたに ふみとし 水谷 文俊	神戸大学教授（大学院経営学研究科）
むらかみ ゆうこ 村上 祐子	株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長
やすだ けいこ 安田 桂子	京都市地域女性連合会常任委員

京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

○ 関連する規定等について

① 京都市市民参加推進条例（抄）

（審議会等の会議の公開）

第7条 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体（以下「審議会等」という。）の会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

2 審議会等の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

② 京都市市民参加推進条例施行規則（抄）

（審議会等の会議を非公開とする場合）

第3条 市民参加推進条例第7条第1項ただし書に規定する別に定める場合は、条例の規定により審議会等の会議が非公開とされている場合とする。

2 市長等は、市民参加推進条例第7条第1項ただし書の規定により審議会等の会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

③ 京都市情報公開条例（抄）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(2) 法人（本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該

当する情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

- (3) 法人等又は個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

- (5) 本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人その他の本市、国及び他の地方公共団体に準じる団体に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (7) 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により明らかに公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から公開してはならない旨の個別的かつ具体的な指示(地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。)がある情報